

3月1日から、戸籍制度が利用しやすくなります

●変更点：

- ①婚姻届、転籍届などへの戸籍謄本の添付が不要になります。
- ②戸籍証明書などの広域交付が始まります。

戸籍証明書などの広域交付とは

●特徴：

- ・本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

●戸籍証明書などを請求できる方：本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）

※父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍証明書は請求できません。

窓口にお越しになった方は本人確認のため、顔写真付きの身分証明書の掲示が必要です。

■問合せ：税務町民課町民係☎0234-42-0134

4月1日から、各施設が指定管理になります

対象施設	指定管理者	利用申請申込
立谷沢まちづくりセンター 立谷沢体育館、立谷沢グラウンド	清流の里立谷沢	☎0234-59-2211
清川まちづくりセンター 清川体育館、清川グラウンド	清川地区振興協議会	☎0234-57-2211

●利用申請：利用する日の3日前までに指定管理者へ申請書を提出してください。

※予約は、利用日の1か月前から可能です。（大会、練習試合などは、3か月前から可能です）

※4/1(月)から清川まちづくりセンター、清川体育館、清川グラウンド、立谷沢体育館、立谷沢グラウンドのオンラインによる申請ができるようになります。（立谷沢まちづくりセンターはオンライン申請導入済み）

■問合せ：企画情報課コミュニティ推進係☎0234-42-3571（まちづくりセンター）

社会教育課社会教育係☎0234-43-0194（体育館、グラウンド）

清川郵便局・立谷沢郵便局で公的証明書の交付開始予定！

4/1(月)から、清川まちづくりセンター、立谷沢まちづくりセンターに指定管理者制度導入することに伴い、出張所が廃止となることから、公的証明書の交付、税などの納付については、それぞれの地区の郵便局で対応できるよう調整中です。

●郵便局で交付する証明書の種別：

- ①戸籍謄抄本・除籍謄抄本・全部事項証明書・個人事項証明書・改製原戸籍謄抄本
- ②戸籍の附票の写し
- ③住民票の写し・住民票記載事項証明書
- ④印鑑登録証明書
- ⑤納税証明書・所得証明書・課税証明書（軽自動車納税証明書は除く）

●交付の時間帯：9:00～17:00（平日のみ）

■問合せ：立川総合支所総合支所係☎0234-56-3389

社会保険の扶養と国民健康保険の医療費節約術

社会保険の扶養

1. 会社などの健康保険の扶養になるためには

国民健康保険は、他の健康保険に加入することができない人のための保険です。会社などの健康保険に加入している方（被保険者）と同居している方は、被扶養者認定の基準を確認しましょう。

2. 国民健康保険税と会社などの健康保険料の違い

国民健康保険税は加入者にかかる所得割、人数割、世帯割を算定根拠に世帯主に課税されますが、健康保険料は何人扶養となっても、被保険者の保険料は変わりません。

3. 健康保険の扶養と所得税（町県民税）の扶養

健康保険の扶養と所得税の扶養は一致する必要はありません。健康保険の被扶養者になっても、所得税の扶養について同一の方の被扶養者として申告する必要はありません。

国民健康保険の医療費節約術 ～一人ひとりの適正受診が医療費を節約します！～

<input checked="" type="checkbox"/>	チェックしてみましょう
<input type="checkbox"/>	病気の早期発見で重症化を防止
<input type="checkbox"/>	かかりつけ医をもつ
<input type="checkbox"/>	時間外受診や休日受診は控える
<input type="checkbox"/>	お薬手帳は1冊にまとめる
<input type="checkbox"/>	ジェネリック医薬品を利用する

時間外受診や休日受診をするべきか迷ったときは

山形県救急電話

●利用時間：18:00～翌日8:00

●電話番号：15歳未満は☎#8000

15歳以上は☎#8500

■問合せ：税務町民課国保係☎0234-42-0152

高齢者虐待をなくすために

身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護・世話の放棄、性的虐待
・殴る、蹴るなどの暴力 ・打撲させる ・身体拘束、抑制 など	・怒鳴る、ののしる ・無視する ・子ども扱いする など	・年金などを勝手に使ってしまう ・必要な金銭を使わせない など	・食事や水分を与えない ・サービス利用を制限する ・わいせつな行為を強要する ・排泄の失敗などに対する罰として放置する など

【高齢者虐待の防止のために】

○日常的な声かけや見守りを

高齢者とその家族が孤立しないように、地域であたたかく見守り、地域全体で支えましょう。虐待の可能性が疑われる場合は、相談先までご連絡ください。匿名による連絡も可能です。

○介護の負担を軽くしましょう

介護をしている人が長年の介護に疲れていたり、一生懸命なあまり追い詰められて虐待にいたるケースもあります。家族間のコミュニケーションを図り、医療・介護・福祉サービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。ひとりで、家族だけで問題を抱え込まず、周囲の方や相談先などに相談することが大切です。

■問・相談先：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490

地域包括支援センター☎0234-45-1030（余目）、☎0234-51-2505（立川）

※高齢者の命にかかわる危険があると思った時は、すぐに110（警察）へ。